

環境美化条例が

4月1日から

施行になります

この条例は、清潔で美しいまちづくりを目指すため、関係する人(法人を含む)の責務及び役割を明確にするために制定しました。

この条例のポイントは、次の4つになります。

- ①ごみを公共の場所や他人の土地等に捨ててはいけないこと
- ②土地を適切に管理しなければならないこと
- ③ペットのフンを公共の場所や他人の土地等に放置してはいけないこと
- ④犬は放し飼いにしてはいけないこと

この条例に違反した場合には、町から是正を求める指導若しくは勧告又は命令することになります。さらに、命令に正当な理由がなく従わないときは、町は氏名等を公表することになります。みなんで、清潔で美しい上三川町にしましょう。

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係

☎9131

犬猫の不妊手術費の

補助について

町では平成30年4月より、犬又は猫の無秩序な繁殖を抑制し、捨て犬捨て猫をなくすことを目的として、犬猫の不妊手術費の補助を始めました。

【補助対象者】

・本町に居住し、住民基本台帳に登録されている者

- ・町内において犬又は猫を飼養している者
- ・販売目的で飼養していない者
- ・犬においては、狂犬病予防法の規定に基づく登録及び予防注射を受けた者
- ・獣医師法の規定に基づく免許を有する獣医師により不妊手術を受けた者
- ・町税を滞納していない世帯に属する者

【補助金額及び交付制限】

- ・雌犬1頭につき手術費の半額(上限5,000円)
- ・雌猫1匹につき手術費の半額(上限4,000円)
- ・補助対象は毎年度1世帯当たり犬1頭及び猫1匹となります。
- ・不妊手術を実施した日から6カ月以内に申請してください。



▼問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係

☎9131

「資源物(紙類・その他の紙類)」

の出し方

《出し方のポイント》

その他の紙類・・・お菓子・ティッシュなどの空き箱、雑古紙類など

- ・ダンボール箱または紙袋に入れて出してください。
- ・大き目の目安は名刺サイズ以上のものです(シユレッターにかけた細かい紙類などは燃やせるごみとして出してください)。
- ・ダンボール箱に入れて出す場合はフタを交互に折り込んで出してください。
- ・紙袋に入れて出す場合は袋の口をテープなどで留めて出してください。

《まちがえやすいもの》

次のものは紙類として出せませんので、燃やせるごみとして出してください。

- ・紙コップ、紙皿など防水加工がしてあるもの。
- ・線香や石けんが入っていた空き箱(においが強いもの)。

《注意》

- ・雨の日に出す際は、透明または半透明のビニール等をかぶせて、紙類が濡れないようにしてください。

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係

☎9131

